

## 大阪市立大学学術情報総合センター医学分館医療従事者利用制度実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、大阪市立大学学術情報総合センター医学分館（以下「分館」という。）における医療従事者利用制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 医療従事者利用制度は、分館における教育、研究に支障のない範囲で分館における図書及びその他資料（以下「図書」という。）を公開し、医療従事者の生涯学習に貢献することを目的とする。

### (利用資格)

第3条 図書を利用できる者は、次の各号の1に該当する者で、調査・研究を目的とするものとする。ただし、他大学に所属する者は除くものとする。

- (1) 大阪府内に居住する医療の専門職にある者
- (2) 大阪府内の医療機関・医療関係機関に勤務する医療の専門職にある者
- (3) その他医学分館長（以下「分館長」という。）が特に認めた者

### (利用手続)

第4条 図書の利用を希望する者は、所定の手続により、分館長の許可を受けなければならない。

### (利用者カード)

第5条 分館長は、利用を適当と認めたときは、利用者カードを交付する。

- 2 利用者カードの交付経費2,000円を徴収する。
- 3 利用者カードの有効期間は、交付日から2年とする。
- 4 既納の利用者カード交付経費は還付しない。

### (利用日)

第6条 分館を利用できる日は、次の各号に該当する日を除く日とする。

- (1) 学術情報総合センター医学分館利用規程第4条に定める休館日
- (2) 本学定期試験期で分館長が必要と認めた期間
- (3) その他分館長が必要と認めた期間

### (利用時間)

第7条 分館の利用時間は、学術情報総合センター医学分館利用規程第3条に定める時間内とする。ただし、分館長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

### (利用方法等)

第8条 分館における図書の利用方法及び利用できる範囲並びに図書利用に必要な施設、

設備の利用方法及び利用できる範囲は学術情報総合センター医学分館利用規程の定めるところによる。

(その他)

第9条 この要項の施行に関し必要な事項は、分館長が定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。